

石川県障害者スポーツ協会表彰規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、石川県障害者スポーツ協会が、本県の障害者スポーツの発展に貢献した者を表彰し、その功績をたたえるため、必要な事項を定め、もって障害者のスポーツ振興に資することを目的とする。

第2章 表 彰

(表彰)

第2条 会長は、障害者スポーツに顕著な功績、又はその他の模範として推奨するに価する業績のあった者を表彰する。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は以下のとおりとする。

1 功労賞

現在の障害者スポーツ振興の礎となった、長年にわたるスポーツ振興への貢献や過去の先駆的実績に特に顕著な功労のあった者

2 奨励賞

スポーツを通じて積極的に社会参加を図った個人および団体

3 優秀指導者賞

指導者として、障害者スポーツの振興に貢献し、また優秀選手の育成に尽力した者

4 優秀選手賞

障害者のスポーツにおいて、顕著な成績をあげた個人および団体

5 特別賞

(1) 継続的に障害者スポーツを支え、貢献があった者

(2) 協会や障害者スポーツ振興に貢献された者

6 あすなる賞

前年に比べ顕著な競技力の向上・成果が認められた者および団体

(表彰の方法)

第4条 表彰は、会長が表彰状を授与して行うものとする。

2 表彰を受けた者の氏名又は名称及び事績の概要は、協会の発行する会報または新聞、テレビ等のマスコミによりに掲載して公表する。

3 表彰は、毎年実施する。

(実施細目)

この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

第 3 章 表彰手続

(表彰候補者の推薦等)

- 第 5 条 協会は、表彰に値すると認められる者がいるときは、その実績を調査するものとする。
- 2 各関係団体は、表彰候補者がいるときはその実績を調査し、協会に推薦するものとする。
 - 3 会長は、前項の規定にかかわらず候補者を推薦することができる。

(提出書類)

- 第 6 条 前条に定める推薦又は、実績の調査をする場合は、次の各号の内容を具備したものを提出しなければならない。
- 1 履歴書又は経歴書
 - 2 功績調書
 - 3 推薦書
 - 4 前各号に掲げるもののほか、協会が必要と認める書類

(被表彰者の決定)

- 第 7 条 会長は、表彰に該当すると認められる者がいる場合は、理事会にはかり、表彰を受ける者及び団体（以下「被表彰者」という。）を決定する。

第 4 章 補 則

- 第 8 条 協会に寄付を行った者の表彰は、理事会の承認を得、会長が随時に表彰できるものとする。

(委任)

- 第 9 条 表彰候補者の推薦基準その他表彰の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

< 留 意 事 項 >

- (1) 者とは、個人及び団体をいう。
- (2) 「団体競技」とは、バスケットボール、バレーボール、ゴールボールなどのスポーツを指す。陸上競技、水泳、卓球、ボウリング、テニス等における「リレー」、「ダブルス」、「チーム」、「トリオ」等は、個人競技における「種目」であり。団体競技とは区別している。

石川県障害者スポーツ協会表彰規程による被表彰者推薦基準

(表彰の種類)

1 功労賞

スポーツの普及、振興のために継続して概ね15年以上にわたって功績があった者

2 奨励賞

各地域におけるスポーツの普及、振興のために10年以上にわたって活動した個人および団体

3 優秀指導者賞

指導者として、優秀な選手の育成に尽力するなど、障害者スポーツの振興に貢献し今後も活躍が期待できる者

4 優秀選手賞

(1) 前年度の世界的規模の障害者スポーツ競技大会

で8位以内に入賞した個人または団体および大会新記録を樹立した個人及び団体

(2) 前年度の全国規模の障害者スポーツ大会において優勝した個人または団体および大会新記録を樹立した個人及び団体

(3) 各号とも、県域規模以上の予選大会等を経て出場権を得た場合、標準大会記録を超えて参加した場合に限る。

ただし、国際大会においては、上部団体等から推薦により出場した場合とする。

5 特別賞

(1) 継続して積極的に協力された一般および学生のボランティアや家族等

(2) 本会に対して、10万円以上の金品を寄贈された個人または団体

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。